

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

大山崎町では、昭和 49 年度に下水道事業に着手し、事業の拡張期である昭和 50 年代から平成初期に概ね整備し、市街化区域の下水道整備を概成した。これにより整備された下水道施設等は耐用年数を迎え、その改築更新が大きな課題となっている。

しかしながら、国の財政制度等審議会において、下水道事業は、受益者負担の原則の観点から、汚水に係る下水道施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされ、国の平成 30 年度予算では、国庫補助が未普及の解消と雨水対策に重点配分されたところである。

これにより、今後老朽化した下水道施設に係る施設の改築への国庫補助が削減又は廃止されることとなると、下水道使用料の増額改定や一般会計繰入金が増額により必要な財源を賄わざるを得ず、町民生活に極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法において、施設の設置に加えて改築についても国庫補助の対象とされている。

よって、大山崎町議会は、国会及び政府に対し、下水道使用者の負担を増加させることなく下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 21 日

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	石田	真敏	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿

京都府乙訓郡大山崎町議会